

第 1 部 総 則

第 1 章 計画方針

第 2 章 太宰府市の概況

第 3 章 災害履歴と災害の想定

第 4 章 防災関係機関の実施責任及び業務の大綱

第 5 章 防災対策の推進

本計画は、地域防災計画の目的、市域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災業務に係る各防災関係機関とその役割、防災への方針などについて定めたものである。

第1章 計画方針

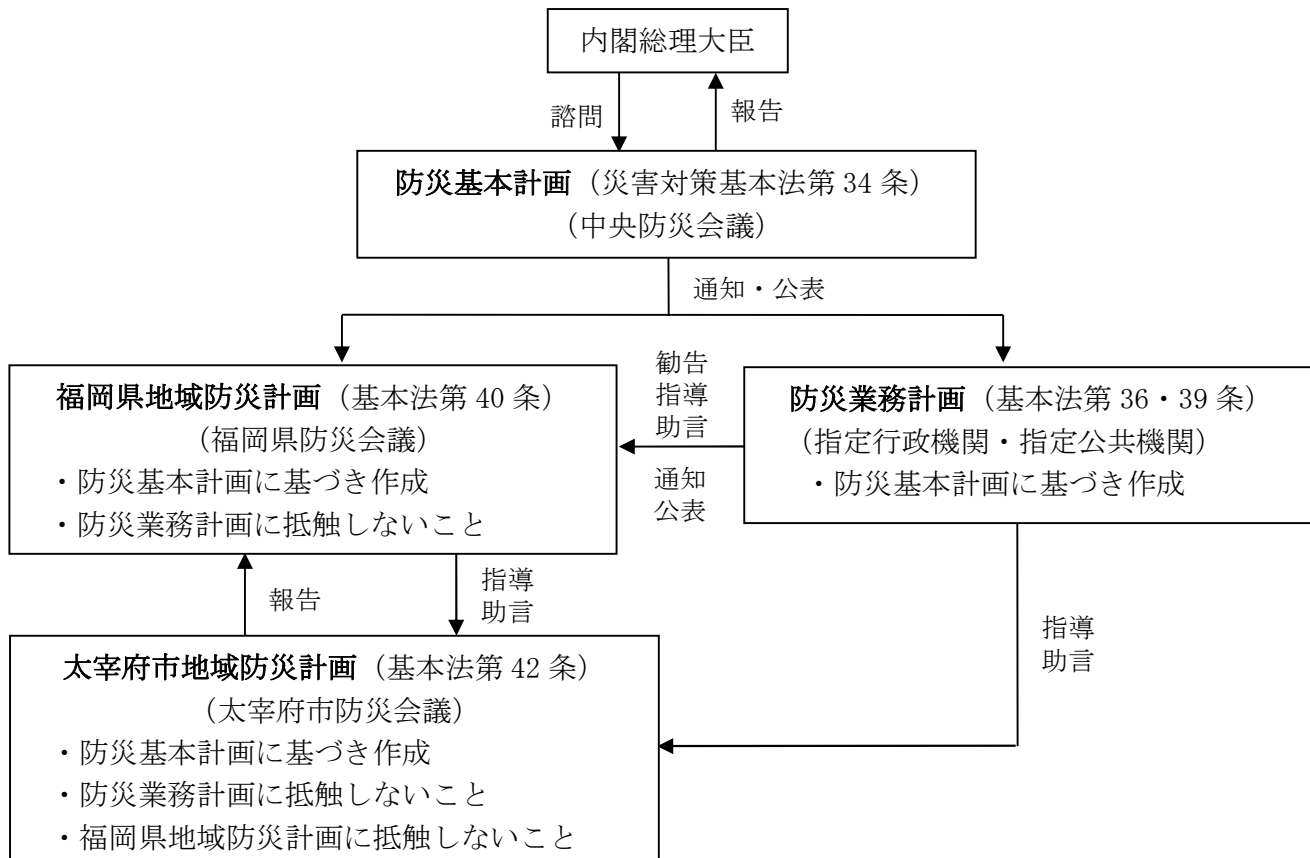
第1節 計画の目的

太宰府市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、太宰府市防災会議が作成する計画であり、太宰府市・福岡県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市域における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興を実施することにより、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と市民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心とし、県、関係機関、公共的団体及び市民の処理分担すべき事務、業務又は任務を明確にした基本的かつ総合的な計画である。

また、国の防災方針を定めた防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を有するとともに、地域の特性や災害状況にあわせた独自の計画である。



第3節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 市 : 太宰府市
県 : 福岡県
基本法 : 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法 : 災害救助法（昭和22年法律第118号）
市防災会議 : 災害対策基本法第16条に基づき、設置する太宰府市防災会議
市防災計画 : 災害対策基本法第42条に基づき、太宰府市防災会議が作成する太宰府市地域防災計画
県防災計画 : 災害対策基本法第40条に基づき、福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画
市対策本部 : 災害対策基本法第23条の2に基づき、市が設置する太宰府市災害対策本部
県対策本部 : 災害対策基本法第23条に基づき、県が設置する福岡県災害対策本部
県地方本部 : 県の地方出先機関が設置する福岡県災害対策地方本部
本部長 : 太宰府市災害対策本部長（市長）
県本部長 : 福岡県災害対策本部長（県知事）
県地方本部長 : 福岡県災害対策地方本部長
消防本部 : 筑紫野太宰府消防組合消防本部
消防署 : 太宰府消防署
消防団 : 太宰府市消防団
教育施設等 : 小学校、中学校、地区公民館及びその他の附属施設等
土砂災害防止法 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）をいう。
なお、本法律は平成26年11月に災害時危険性のある区域の明示、避難のための情報提供、避難体制の充実・強化を定める法改正がなされている。
災害 : 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべりその他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（災害対策基本法第2条1号）
指定行政機関 : 災害対策基本法第2条3号の規定により内閣総理大臣に指定された国の行政機関をいう。
指定地方行政機関 : 災害対策基本法第2条4号の規定により内閣総理大臣に指定された国の地方行政機関をいう。
指定公共機関 : 災害対策基本法第2条5号の規定により内閣総理大臣に指定された公共機関をいう。
指定地方公共機関 : 災害対策基本法第2条6号の規定により都道府県知事に指定された公共機関をいう。

第4節 計画の基本方針

この計画は、市域の防災に関し、国・地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧復興及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであるが、計画の樹立並びに推進に当たっては、特に要配慮者や女性、観光客等への配慮を行うほか、下記の諸点を基本とする。

1. 阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を生かす

災害は予期せぬ時に発生し、近年の社会構造の急速な変化や地域構造の変化などが災害の拡大の要因ともなっている。また、防災は、行政や防災に関する各機関によるものだけでなく、「自らの身の安全は自らが守る」という認識に基づき、地域、家庭、職場を含めた有機的な共同体制により確立されるものであり、その推進を図る。

2. 防災事業の推進

治山治水をはじめとする防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任を明らかにするとともに、その方策について定め、防災事業の推進を図る。

3. 自主防災体制の確立

災害を未然に防止し、災害に対処するため、市は、地域内の公共的団体事業所等の防災に関する組織及び住民の共同の精神に基づく、自発的な防災組織の充実を図り、地域の有するすべての機能が十分発揮されるよう努める。

4. 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

5. 防災業務施設、設備及び物資の整備、備蓄

防災関係機関は、災害が発生し、または発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備、物資の整備を行うとともに、要配慮者や女性等に配慮した備蓄等を図る。

6. 関係法令の順守

市は、基本法及びその他関係法令の目的、内容をよく理解し、これを順守するとともに、住民にも分かりやすい内容で広報等を行うことで理解を深め、防災に関し万全の措置を講じる。

第5節 計画の構成と内容

この計画の構成は、次のとおりである。

■計画の構成

本 編	第1部 総 則 第2部 予防計画 第3部 風水害応急対策計画 第4部 震災応急対策計画 第5部 大規模事故等応急対策計画 第6部 復旧復興計画
資料編	第7部 資 料

○第1部 総 則

計画の方針、太宰府市の概況、災害履歴と災害の想定、防災関係機関の実施責任及び業務の大綱、防災対策の推進について記載する。

○第2部 予防計画

災害が発生する前に、いかに事前に予防しておくのかという観点から、災害に強いまちづくり、迅速かつ円滑な災害応急対策等への備え、住民の防災活動の促進における事前対策について記載する。

○第3部 風水害応急対策計画

風水害の発生後または災害の可能性が高まった時の、応急活動体制をはじめ、応援要請や情報の収集・伝達・広報、避難対策、救助・救急活動、医療救護対策、要配慮者対策、生活関連施設対策、住宅対策、文教対策、捜索活動、埋・火葬対策、水防活動、消防活動、警備活動、交通・緊急輸送対策、障害物対策、衛生対策、ライフライン対策、交通施設対策、二次災害対策、農林産物対策について記載する。

○第4部 震災応急対策計画

地震の発生後、応急活動体制をはじめ、応援要請や情報の収集・伝達・広報、避難対策、救助・救急活動、医療救護対策、要配慮者対策、生活関連施設対策、住宅対策、文教対策、捜索活動、埋・火葬対策、消防活動、警備活動、交通・緊急輸送対策、障害物対策、衛生対策、ライフライン対策、交通施設対策、二次災害対策、農林産物対策について記載する。

○第5部 大規模事故等応急対策計画

大規模事故災害、危険物等災害、林野火災、放射線災害、原子力災害が発生した場合の対策について記載する。

○第6部 復旧復興計画

災害後の混乱から一段落し、災害復旧復興の時期へとステージが変わった段階において、災害復旧事業の推進、被災者等の生活再建等の支援、地域経済安定への支援等について記載する。

○第7部 資料

本編の関連資料、条例、基準、応援協定、各種様式等について記載する。

第6節 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があるときは、これを太宰府市防災会議において修正する。

第7節 他の計画との関係

この計画は、市域における防災活動・災害対策の効果的かつ具体的な実施を図るものとして作成されるものであり、防災業務計画または、県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

第8節 計画の習熟

各機関は平常時から研究、訓練、その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 太宰府市の概況

第1節 沿革

本市は、福岡市の南東約 16 kmに位置し、北東部は粕屋郡宇美町、南東部は筑紫野市、北西部は大野城市に接している。市域は 29.58 kmで、北に四王寺山、東に宝満山があり、市を縦貫する御笠川は、宝満山に源を發して市街地を通り、途中鷺田川、大佐野川と合流し、末は博多湾に注いでいる。

約 1,300 年前、当時の太宰府には、九州全体を治める「大宰府」（オオミコトモチノツカサ）という大きな役所が置かれ、約 500 年の長い間、その役割を果たしていた。現在もその歴史をしのばせる大宰府跡、水城跡、観世音寺、太宰府天満宮など、市内に数多くの史跡や名所が存在している。平成 17 年 10 月には九州国立博物館が開館し、平成 24 年 10 月には入館者 1,000 万人を超えるにぎわいを見せるなど、本市には年間約 700 万人の観光客が訪れている。

明治 22 年における町村制施行で、当時の 9 村が合併して水城村に、また、3 村が合併して太宰府村となり、明治 25 年には太宰府村は町制を施行して太宰府町となった。昭和 30 年、市町村合併促進法によって太宰府町と水城村が合併し、人口 13,264 人、世帯数 2,462 世帯（昭和 30 年国勢調査人口）の新「太宰府町」となった。

戦後は、高度経済成長の影響を受けて、福岡都市圏の住宅都市化に伴って大規模な宅地開発や大学の立地、交通幹線網の整備が進み、人口が急増した。昭和 55 年（国勢調査）には人口が 50,273 人となり、昭和 57 年 4 月 1 日に全国 651 番目の市制を施行し、太宰府市が誕生した。令和 2 年の国勢調査では人口が 73,164 人となり、令和 4 年 4 月 1 日には市制施行 40 周年を迎え、人口は現在も微増を続けている。

本市は、市内に九州自動車道、国道 3 号、J R 鹿児島本線、西鉄天神大牟田線・太宰府線などが走り、交通の便に恵まれた福岡市近郊の住宅都市である。また、市内には特別史跡や名所旧跡が点在し、史跡地が市域の約 15%を占める史跡のまちであり、文化財や自然にめぐまれた観光都市であり、さらに市内に 5 校の大学・短大を有する文教都市として発展を遂げている。

第2節 自然的条件

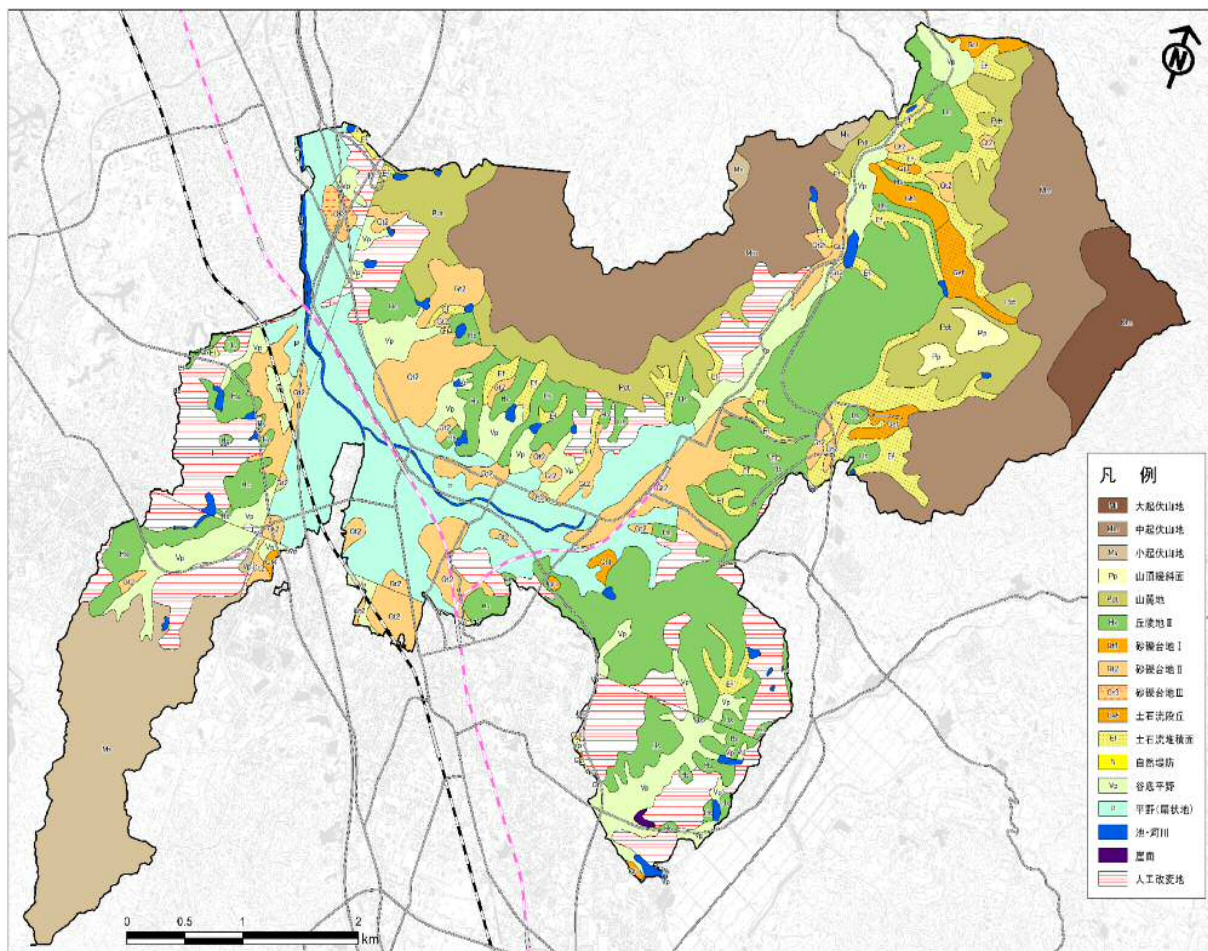
第1項 地形・地質

本市の北には大城山（410m）から大原山（354m）に連なる四王寺山の山系が位置し、東には仏頂山（869m）、宝満山（829m）から南西方向の愛嶽山（439m）、高雄山（151m）に連なる山系が、また、南西には筑紫野市の天拝山（258m）から大野城市の牛頸山（448m）に連なる山系が位置している。

これらの山々に囲まれて御笠川とその支流である鷲田川、大佐野川流域に平地が開けており、標高 20～40mの地域が市役所等の位置する市街地となっている。

本市は、おおむね以下のように地形区分される。

■太宰府市地形分類図



大起伏山地、中起伏山地、小起伏山地は起伏が大きく、斜面は 20° 以上が大半で、 30° 以上の斜面の割合も高い。宝満山の西側斜面は特に険しく、宝満山北方が太宰府市の最高点仏頂山となっている。四王寺山の山頂付近は小起伏面となっており、県民の森として利用されているが、山地の太宰府市側は急斜面である。天拝山周辺は丘陵性の山地で、大規模開発がなされている。

地質は花崗岩（中生代白亜紀の早良花崗岩）から成り、風化が進み崩壊を起こしやすい。

丘陵地は、大起伏山地等と同様に地質は花崗岩であり、深層まで風化が進んでいるため、土地の改変が容易である。民家と急傾斜面と隣接しているため、がけ崩れの危険性が高い。

砂礫台地、土石流段丘、土石流堆積面は、低地と山地の中間部であり、斜面下部や溪流の出口付近では斜面崩壊、土石流などの土砂災害の可能性が高い。それ以外のところは、風水害・地震災害ともに危険性は少ない。

地質は更新世（200万～1万年前）に堆積した砂礫・火山灰層が主である。

自然堤防、谷底平野は、古くは水田として利用されてきたところであり、現在では多くが宅地化されている。そのため洪水災害が起こりやすい。約2万年前以降の軟弱な泥、砂が堆積したところでは、地震時の揺れの増幅、液状化などが発生する可能性がある。

崖面、人工改変地は、丘陵地や砂礫台地、土石流段丘、土石流堆積面を改変した地形であり、従来から大規模宅地、ゴルフ場、学校等に開発されており、盛土地域が偏在している。そのため、地震や風水害に対して危険性が高い。

第2項 水系

本市のほとんどは博多湾に注ぐ御笠川水系に属し、宝満山の東側の一部が筑後川、有明海に注ぐ宝満川水系に属する。本市は市の中央部を北東から西方向に流下する御笠川によって二分されている。この御笠川は、市の中心部である五条地区より下流では川幅が比較的広く、河川改修も進みつつあるが、その上流では自然状態に近い狭い箇所が多くなっている。山地中の谷は樹枝状に入っているものが多く、かつ北東及び南西方向の谷に多く見られ、特に宝満山山系ではその傾向が大きい。

湖沼については、大きな天然の湖沼はなく、ほとんどが農業用のため池である。市のダムについては、大佐野川上流の大佐野ダムと御笠川上流の北谷ダム及び、松川ダムの3箇所がある。

一方、地下水については、現在もかなり利用されていることからみて比較的豊富であると思われる。

第3項 気象

本市を含む北部九州は日本海型気候区に属し、年平均気温は15～16℃と比較的温暖な地域である。秋から春にかけて霧の発生も多く、盆地型の傾向を示し、冬季には霜が降り、氷結する日もある。

月平均気温では、1～2月が5℃前後と最も低く、最も高くなる夏の7～8月には27℃前後まで上昇する。

降水量は、年間1,500～2,000mm程度で全国平均より若干多い傾向にある。月間降水量は6～7月の梅雨期が300mm前後で多くなっている。

台風は、九州北部地方において、毎年平均約3個が接近している。

なお、福岡県により、空間放射線量を24時間監視する副監視局（モニタリングポストを含む）が、本市向佐野の県保健環境研究所内に設置されている。

■太宰府市の気象（平年値：1991～2020）

区分	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)
1月	69.9	5.6	9.7	1.9	2.3
2月	74.3	6.6	11.1	2.4	2.3
3月	113.6	9.8	14.7	5.2	2.4
4月	134.8	14.6	20.0	9.7	2.4
5月	145.8	19.4	24.9	14.5	2.2
6月	282.2	23.0	27.6	19.3	2.0
7月	359.0	26.8	31.2	23.6	2.1
8月	237.0	27.7	32.5	24.2	2.1
9月	183.9	23.9	28.7	20.0	1.8
10月	96.9	18.4	23.7	13.9	1.8
11月	86.1	12.8	17.8	8.4	1.9
12月	68.6	7.6	12.0	3.6	2.2
年	1851.9	16.3	21.2	12.2	2.1

資料：気象庁「気象統計情報」

(注) 降水量の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

■台風の平年値

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
本土接近					0.2	0.4	1.0	1.6	1.9	0.9			5.8
九州北部接近					0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	0.4			3.8

資料：気象庁「気象統計情報」

(注) 平年値は、1991年～2020年の30年間の平均

(注) 日本への接近は2ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

(注) 本土とは、本州、北海道、九州、四国を指す。

(注) 接近とは、台風が中心が国内のいずれかの気象官署から300km以内に入った場合に日本に接近した台風としている。

(注) 九州北部とは、天気予報で用いる地域名「九州北部地方」のことで、山口県、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県の6県を指す。

第3節 社会的条件

第1項 人口・世帯数

本市の人口・世帯数は、昭和50年に36,553人、10,155世帯であったのが、平成12年は66,099人、24,548世帯、平成17年は67,087人、25,448世帯、平成22年には70,482人、27,850世帯と大きく増加し、平成27年では72,168人、29,107世帯、令和2年には73,164人、30,945世帯となっている。また、世帯あたりの人員については、昭和50年の3.60人/世帯から平成12年は2.69人/世帯、平成22年には2.53人/世帯、平成27年では2.48人/世帯、令和2年は2.36人/世帯となっている。

こうした動向の背景には、福岡都市圏の膨張とともに、大規模開発による住宅地の拡大、大学の立地等によって新しいまちが形成され、他市町村からの人口が流入したためである。

■人口・世帯数の推移

年次	世帯数 (世帯)	人口総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	1世帯当たり人員 (人/世帯)
平成2年	20,827	62,402	30,216	32,186	3.00
平成7年	22,593	64,913	30,907	34,006	2.87
平成12年	24,548	66,099	31,589	34,510	2.69
平成17年	25,448	67,087	31,750	35,337	2.64
平成22年	27,850	70,482	33,199	37,283	2.53
平成27年	29,107	72,168	34,108	38,060	2.48
令和2年	30,945	73,164	34,743	38,421	2.36

資料：国勢調査報告（総務省）

第2項 土地利用

市の土地利用面積(2,153ha)に対して、自然的土地利用の割合が1,109haで全体の51.5%となっている。これ以外の1,044ha(48.5%)がいわゆる都市的土地利用で、その主な利用としては“住宅用地”544.9ha(25.3%)、“公益施設用地”185.8ha(8.6%)などが大きい。

これらの新しい住宅地等は、平地部にある西鉄太宰府駅・西鉄五条駅・JR都府楼南駅を中心とした市街地を核として丘陵地に広がっている。

土地利用の変遷を見ると、山林・農地が減少しているのに対して、住居地域が大幅に増加している。これは市内全域で大規模な宅地開発が進んだことによるものである。

第3章 災害履歴と災害の想定

第1節 災害履歴

第1項 風水害

本市において過去に発生した風水害は、次のとおりである。

■戦後における影響を与えた主な風水害履歴

	年月日	被害状況（抜粋）
1	1953. 6. 25～29 (昭和 28 年) (梅雨前線による大雨)	梅雨前線が 6 月 25 日～29 日にかけて九州北部に停滞し、福岡地方の 24～29 日の降水量が 624mm となる等記録的な豪雨となった。 市では、御笠川、鷺田川が氾濫し、全壊 1 戸、半壊 2 戸、床上浸水 11 戸、床下浸水 57 戸の被害を生じた。
2	1959. 7. 13～16 (昭和 34 年) (梅雨前線による大雨)	梅雨前線が 7 月 14 日に九州北部に停滞し徐々に南下したが、15 日には台風 5 号の北上に伴い再び九州北部まで移動した。13 日～16 日までの降水量は福岡地方で 285mm であった。 市では資料不足のため被害の詳細は不明であるが、がけ崩れ、浸水等の被害は九州北部の沿岸地方に多かった。
3	1959. 9. 16～18 (昭和 34 年) (台風 14 号)	この台風では最大風速が福岡で最大 38.1m/s となるなど、風や高潮被害が大きかった。市における被害は不明。
4	1963. 6. 29～7. 2 (昭和 38 年) (梅雨前線による大雨)	梅雨前線が 6 月 29 日に日本海から九州北部に南下して、激しい豪雨となった。降雨は 30 日の 0～9 時までが最も激しく、1 時間雨量が 30～70mm になった。 市では資料不足のため詳細は不明であるが、筑紫野市ではがけ崩れ、浸水被害が多数発生した。
5	1972. 7. 3～13 (昭和 47 年) (梅雨前線による大雨)	梅雨前線が日本海から南下し、7 月 9 日～12 日ごろまで九州北部に停滞した。この間前線を低気圧が次々に通過したため九州北部では断続的な豪雨にみまわれた。 市では、10 日～13 日の雨量が 563mm に達し、がけ崩れ、河川氾濫が多数発生し、救助法が適用された。被害状況は、全壊 2 戸、半壊 7 戸、床上浸水 173 戸、床下浸水 430 戸、がけ崩れ 30 箇所、道路被害 13 箇所、橋梁被害 2 箇所、鉄道被害 2 箇所など。
6	1973. 7. 30～31 (昭和 48 年) (寒冷前線による大雨)	日本海にある低気圧から南南西に延びる寒冷前線が、7 月 30 日ごろから南下し、春日市では時間雨量 115mm を記録するなど、九州北部に集中豪雨をもたらした。 市では時間雨量 62mm に達した。国分や原では土石流が発生し、死者 14 人、負傷 9 名を出すなどの大被害となり、救助法が適用された。このほかの被害状況は、全壊 11 戸、半壊 11 戸、床上浸水 275 戸、床下浸水 622 戸など。

	年月日	被害状況（抜粋）
7	1980. 8. 28～31 (昭和 55 年) (寒冷前線による大雨)	低気圧に伴った前線が 8 月 28 日～31 日にかけて九州北部に停滞し九州北部は大雨となった。 市では、28 日～31 日までの雨量が 406mm に達し、特に 29 日、30 日の雨量はそれぞれ 166mm、181mm であった。被害状況は、全壊 1 戸、半壊 2 戸、床下浸水 60 戸、崖崩れ 54 箇所、道路被害 11 箇所、河川被害 8 箇所、橋梁被害 1 箇所など。
8	1985. 8. 29～9. 1 (昭和 60 年) (台風 13 号)	この台風は九州各県を暴風域に巻き込み、記録的な暴風をもたらした。市における被害は不明である。
9	1991. 9. 14 (平成 3 年) (台風 17 号)	中型で強い台風 17 号は、9 月 14 日午前 5 時半頃長崎市付近に上陸後、30～45km の速度で北上しながら県内を遮断し、県下各地（特に糸島郡で大被害）で山崩れ、がけ崩れ、河川の氾濫・浸水等多くの被害をもたらした。 市では、家屋の被害や、浸水地域はなかったものの、文教施設、水道施設等に被害が出た。
10	1991. 9. 27 (平成 3 年) (台風 19 号)	大型で非常に強い台風 19 号は、9 月 27 日九州の西の海上を速度を速めながら北北東に進み、午後 4 時過ぎ長崎県佐世保市付近に上陸した。この台風は猛烈な風を伴い、雨による被害よりも風による被害が大きかった。福岡気象台の最大瞬間風速は 44.6m/s。甘木では 67m/s に達した。 市でも大きな被害となり、住宅の一部破損は 112 棟、文教施設の被害 82 箇所、道路被害 9 箇所、水道被害 13 箇所等に達した。
11	1999. 6. 29 (平成 11 年) (梅雨前線による大雨)	梅雨前線が 6 月 29 日に日本海から九州北部に停滞し、激しい豪雨となった。降雨は 29 日の 9 時から 10 時までが最も激しく、1 時間雨量が 77mm に達した。 市では、床上浸水 4 戸、床下浸水 6 戸、道路被害 7 箇所、河川被害 4 箇所、がけ崩れ、土砂崩れ 12 箇所に達した。
12	2003. 7. 18～19 (平成 15 年) (太宰府市 15. 7. 19 豪雨災害)	7 月 18 日夜～19 日未明にかけて、梅雨前線の活発化に伴い、猛烈な豪雨に見舞われた。福岡県の中央部に近い四王寺山、三郡山系では、気象庁の太宰府観測所で 1 時間に 99mm を観測するなど、記録的な集中豪雨にみまわれた。この雨で、太宰府市、飯塚市(旧筑穂町)を中心とした地域で、多数の土砂災害が発生し、大きな被害となった。 市の被害は、死者 1 人、負傷者(重症)3 人、負傷者(軽症)3 人、家屋の全壊 14 棟(15 世帯)、半壊 28 棟(28 世帯)、一部損壊 8 棟(8 世帯)、床上浸水 241 棟(248 世帯)、床下浸水 103 棟(119 世帯)、ブロック塀崩壊 11 棟(11 世帯)、道路等被害 174 箇所、水路 81 箇所、がけ・法面崩壊 171 箇所、土砂・土石 110 箇所、河川 118 箇所(県河川含む)であった。
13	2006. 9. 17 (平成 18 年) (台風 13 号)	台風の通過に伴い福岡では、9 月としては観測開始以来第 1 位(通年では、観測開始以来第 2 位)となる南の風 49.0m/s、飯塚では南南東の風 40.0m/s の最大瞬間風速を観測した。2 日間の総降水量の多い地点は、前原 140mm、福岡 86mm、篠栗 76mm、八幡 75mm などであった。 市では、住宅の一部損壊 6 棟、非住宅被害 4 棟であった。

	年月日	被害状況（抜粋）
14	2009.7.19～26 （平成21年） （中国・九州北部豪雨災害）	<p>7月24日の夕方から夜のはじめ頃を中心に大雨となり、19時25分までの1時間に博多（福岡空港）で116.0mmの記録的な雨が降るなど、19時頃～21時頃にかけて福岡地方、筑豊地方の各地で1時間110mm以上の記録的短時間大雨が発生した。また、17時～21時までの4時間に飯塚で243.5mm、小倉南区頂吉で220.0mm、篠栗で213.5mm、博多（福岡空港）で205.0mmなど、200mmを超える大雨となった。</p> <p>24日～26日までの総雨量は、太宰府で618.0mm、飯塚で568.0mm、那珂川町九千部山で562.0mm、篠栗で517.5mm、博多（福岡空港）で517.0mmとなっており、7月の平年の月降水量の2倍近く降った所もあった。</p> <p>市では、住宅の一部損壊8棟（8世帯）、床上浸水15棟（15世帯）、床下浸水19棟（17世帯）、道路等被害43箇所、水路49箇所、がけ・法面崩壊56箇所、土砂・土石21箇所、河川13箇所となった。</p>
15	2010.7.14 （平成22年） （梅雨前線による大雨）	<p>7月11日に朝鮮半島南岸にあった梅雨前線は、その後、15日にかけて九州北部から対馬海峡付近に停滞した。この梅雨前線に向かって、南から湿った気流が流れこむ状態が続いたため、県内各地で断続的に激しい雨を観測し、特に14日明け方から朝にかけては非常に激しい雨となったところがあった。</p> <p>市では、北谷、石坂、三条で法面や擁壁の崩壊・崩落の被害が発生している。</p>
16	2012.7.11～14 （平成24年） （梅雨前線による大雨）	<p>梅雨前線が南下し、7月11日～14日にかけて、九州北部地方に記録的な大雨をもたらした。4日間の総降水量は、福岡県筑後地方などの各所で500mmを超えた。</p> <p>市では、4日間で329mmに達し、青山では造成間もない住宅地の擁壁が崩落した。</p>
17	2015.7.30～8.26 （平成26年） （平成26年8月豪雨）	<p>日本海の低気圧が北東に進み、前線が北日本と西日本にのびた。この影響で、福岡県太宰府市太宰府で1時間に98.5mmの猛烈な雨が降るなど、九州北部地方や四国地方、東北地方、北海道で日降水量が100mmを超える大雨となった。</p> <p>市では、床上浸水2棟（1世帯）、床下浸水6棟（5世帯）の被害が発生している。</p>
18	2018.7.5～7.7 （平成30年） （平成30年7月豪雨）	<p>西日本に停滞した前線及び台風7号の影響で、西日本を中心に全国的に広い範囲で長時間の記録的な大雨となり、1府10県に大雨特別警報発表、土砂災害や大規模浸水により約220名以上の死者行方不明者が発生し、激甚災害に指定された。</p> <p>市では、5日～6日の総雨量は457mmを記録し、5日に避難準備・高齢者等避難開始（19行政区）、次いで避難勧告（同）を発令した。その後の大雨特別警報発表に伴い避難指示（緊急）を発令（20行政区）した。避難所24箇所を開設、計436名が避難した。</p> <p>三条台区で小規模土石流により全壊1棟、床下浸水4棟、がけ崩れ27箇所の被害が発生した。</p>

19	2021, 8, 11～ 8. 19 (令和3年) (令和3年8月大雨)	<p>停滞する前線の影響で九州を中心に記録的な大雨になり、福岡・佐賀・長崎県の3県に、大雨特別警報が発令されるなど最大級の警戒を呼びかけた。</p> <p>市では期間中、総雨量 800.5mm、時間雨量最大 29mm となるなど、平年降水量 1,817mm (30年間の平均降水量) の約 44%、8月平年降水量の約 3.5 倍に達した。開設した避難所 21 か所、人的被害はなかったが、土砂崩れ 4 か所、法面崩壊 4 か所、道路冠水 1 か所、原口池堤体 1 か所、計 10 件の被害が発生した。</p> <p>この大雨により、久留米・大牟田市が浸水するなど県外でも浸水や土砂災害が発生した。</p>
----	--	--

資料：太宰府市資料等

福岡県災害年報（各年）

太宰府市防災基礎アセスメント調査報告書（平成10年3月）

災害時気象速報（福岡管区気象台）

第2項 震災

福岡県において過去に発生した主な地震は次のとおりである。

■影響を与えたと考えられる震災履歴

No	年月日	名称	緯度・経度	震央地	規模	被害状況
1	679 (天武7年)	—	130.5° ~ 131.0° E 33° ~ 33.5° N	水縄断層 の活動	M6.5 ~7.5	家屋倒壊が多く、約 10km の 地割れを生じた
2	1831. 11. 14 (天保2年)	—	130.3° E 33.2° N	肥前	M6.1	佐賀城の石垣崩れ、侍屋敷・ 町郷に破損多く潰家もあつ た。詳細不明。
3	1848. 1. 10 (弘化4年)	—	130.4° E 33.2° N	筑後	M5.9	柳川で家屋倒壊あり。
4	1898. 8. 10 (明治31年)	—	130.2° E 33.6° N	福岡市 付近	M6.0	糸島半島で負傷者3名、家屋 破損58他。
5	1929. 1. 2 (昭和4年)	—	130.80° E 33.18° N	福岡県 南部	M5.5	小国地方で家屋半壊1、県道 の亀裂、崖崩れ落石、石灯 籠、墓石の転倒あり。
6	1929. 8. 8 (昭和4年)	—	130.32° E 33.62° N	福岡県	M5.1	雷山付近及び震央付近で、壁 の亀裂、崖崩れ等を生じた。
7	1930. 2. 5 (昭和5年)	—	130.15° E 33.50° N	福岡県 西部	M5.0	福岡市の南南西 15km の雷山 付近で小崖崩れ・小地割れな どがあった。7日12時35分 頃強い余震。
8	1966. 11. 12 (昭和41年)	—	130.16° E 33.04° N	有明海	M5.5	福岡では震度3。
9	1991. 10. 28 (平成3年)	—	131.10° E 33.55° N	周防灘	M6.0	福岡では震度4。文教施設等 に若干の被害。
10	2005. 3. 20 (平成17年)	福岡県 西方沖 地震	130.10° E 33.44° N	福岡県 西方沖	M7.0	福岡市等で震度6弱。 太宰府市は観世音寺で震度 4。 市内の被害は、重傷1名、軽 傷1名、住家の半壊1棟、一 部損壊174棟。
11	2016. 4. 16 (平成28年)	平成28年 熊本地震	130.45° E 32.45° N	熊本県 熊本地方	M7.3	福岡県内で最大深度5強 太宰府市では震度4

資料：新編日本被害地震総覧（1996、宇佐美 龍夫 東京大学出版会）
福岡県災害年報（平成17年）

第2節 災害の想定

第1項 本市で想定する災害

本市に発生する災害で、人命や家屋等の財産、農林産物や農林業施設等に大きい影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川の氾濫等の風水害、地震等の自然災害と大規模災害（大規模事故、危険物等災害、林野火災、放射線災害、原子力災害）に大別できる。

しかし、本市では基盤岩として分布する花崗岩が丘陵地や山麓部で風化が進みマサ土化している事や、御笠川支川沿いの山麓部に土石流堆積物が分布するような地質的条件にあり、過去にも集中豪雨に起因した風水害が多発している。

したがって、本市の災害の想定にあたっては、地形・地質状況や、過去の災害事例及び福岡県防災対策指針等を考慮し、次の災害を想定する。

1. 風水害

風水害は、集中豪雨や台風などの気象現象を誘因として起きる災害が多く、本市における過去の災害事例を見ても例外ではない。

風水害には、低地での浸水害や溪流での鉄砲水等による土石流や急傾斜地での法面崩壊、山腹崩壊等がある。

1) 浸水害

福岡県が指定している堤防高不足や河積断面不足により、堤内背後地への被害が予想される河川及び湖沼等、水防上重要となる箇所を想定する。

また、水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項に基づき県知事が水防警報を行う河川である御笠川が存在し、本市は水防法第4条に基づき水防管理団体に指定されており、御笠川にかかる浸水想定区域の浸水害を想定する。

2. 土砂災害

1) 土石流災害

福岡県が渓床勾配や平均溪流幅及び延長などで指定している溪流及び土砂災害防止法に基づき県知事が指定した土砂災害（特別）警戒区域において土石流災害を想定する。

2) 急傾斜地災害

福岡県が指定している急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域及び本市が指定している急傾斜地崩壊危険箇所並びに土砂災害防止法に基づき県知事が指定した土砂災害（特別）警戒区域において急傾斜地災害を想定する。

3. 地震災害

地震は予知できない現象であり、大規模な地震による災害は、阪神・淡路大震災や東日本大震災で明らかのように、一度発生すると大災害を引き起こすことになる。

地震災害は広域にわたるものであり、ここでは福岡県による「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」に準拠し、被害の程度を想定する。

4. 火災及び危険物災害

消防本部が選定している火災危険地区や木造住宅の密集地等において、火災防御困難区域を想定する。

5. 道路災害

福岡県が指定している落石、崩土等の道路災害を想定する。

第2項 災害危険性

1. 風水害

浸水災害・土砂災害の危険地域のうち、人家などに直接被害を与える恐れのある地域として、以下のようなものが行政機関で抽出され、一部は法律で指定されている。

1) 重要水防箇所

本市の河川としては、御笠川が主要なものであるが、その支流として鷺田川、大佐野川等が流入している。これらの支流は、流下能力の小さい小規模河川であり、周囲は住宅の密集化が進んでいる。これらの背後地では過去に浸水被害が多発しているところがある。

また、農業用等のため池は、構築年数も古く、多くが老朽化している。

なお、浸水が予想される地域は、過去の浸水事例や河川の流下能力の低下、あるいは地形状況から資料編に示す地域となっている。

資料編：5-2 災害危険指定箇所等一覧

5-3 御笠川浸水想定区域

2) 急傾斜地崩壊危険箇所

本市では、基盤岩として花崗岩が分布し丘陵地や山麓部では風化が進行してマサ土化している地域が多く、御笠川支流沿いの山麓部では土石流堆積物が分布している。このような地域では、以前から宅地開発が進んでおり、木造住宅の密集化あるいはがけ地に近接して住宅が建てられており、急傾斜地における崩壊の危険性が高い。

急傾斜地崩壊危険箇所としては、自然法面、人工法面が指定されている。これらの危険箇所は、いずれも本市の北側や東側に集中しており、特に人工法面の危険箇所は以前から宅地開発が行われた水城台、水城ヶ丘、国分、東観世、三条台及び湯の谷地域の切土斜面に集中している。

また、危険箇所の地形は、山麓地や丘陵地あるいは人工改変地であり、地質構造的にもリニアメント※に沿っているように、地形・地質状況からも危険性があると判断される。

これらの他に、地形判読及び現地調査結果から急傾斜地として崩壊の危険性が高い斜面として加えるとともに、土砂災害防止法に基づき県知事が指定した土砂災害（特別）警戒区域を加える。

資料編：5-2 災害危険指定箇所等一覧

※リニアメント

地表面上に表れる線構造のことであり、地盤に生じた断層や褶曲軸あるいは地層境界線等、何らかの地質的境界線（弱線）を示していることが多い。

3) 土石流危険箇所

本市の北側に位置する御笠川の支流では、流下能力が小さく山麓部では過去に発生した土石流堆積物が分布しており、土石流が発生し易い状況にある。また、このような地域では、木造住宅が密集しており、土石流発生時には危険性が高くなっている。

これらの支流には、砂防・治山対策として土砂の流出を防止・調整するための砂防ダムや治山ダムが整備されている。しかし、防災上問題がある箇所への整備がされていない支流も残されている。

山腹崩壊危険箇所として指定されているところは、花崗岩が風化してマサ土化しており、地質構造的にみてもそのほとんどがリニアメントに沿っており、山腹崩壊の危険性が高い。また、これらの危険箇所には家屋が近接している所も多く、人的・家屋被害の危険性がある。

資料編：5-2 災害危険指定箇所等一覧

2. 地震災害

福岡県西方沖地震以降、能登半島地震（平成 19 年 3 月 25 日 マグニチュード 6.9）、新潟県中越沖地震（平成 19 年 7 月 16 日 マグニチュード 6.8）、岩手・宮城内陸地震（平成 20 年 6 月 14 日 マグニチュード 7.2）など、内陸の活断層を震源として発生する地震が続き、いずれも平成 18 年度のアセスメント調査の想定規模（マグニチュード 6.5）を超えていること、さらに東北地方太平洋沖地震（平成 23 年 3 月 11 日 マグニチュード 9.0）という想定を越えた巨大地震が発生していることを踏まえ、福岡県は想定地震規模の見直しを行った。

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月）では、福岡県の代表的活断層（小倉東断層系、西山断層系、警固断層系、水縄断層系の 4 つの断層系）が活動した場合と、震度 6 弱程度となるようなマグニチュード 6.9 で深さ 10km を想定した場合の被害想定（基盤地震動一定）を行っている。

この中で、太宰府市に最も大きい被害を与えるのは、警固断層における地震である。また、基盤地震動一定における地震も、本市に影響を与えると想定される。

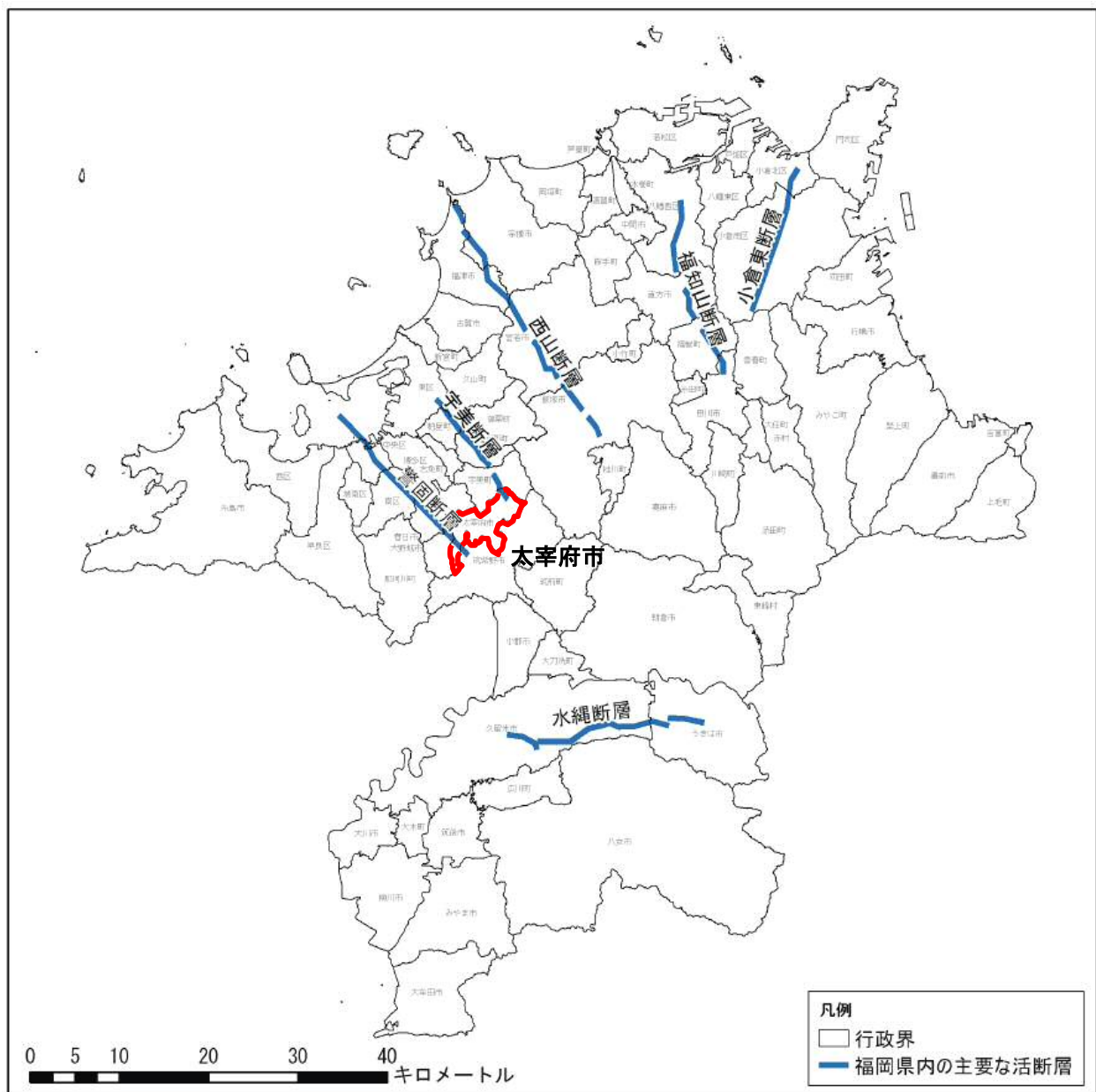
このほか、本市の北部には宇美断層がある。

■太宰府市における地震想定の設定

想定震源断層	警固断層 (南東部)	宇美断層	基盤地震動一定
震源断層の幅・深さ	幅15km ・上端の深さ 2km ・下端の深さ17km	幅9km ・上端の深さ 2km ・下端の深さ11km	10km
震源断層の長さ	約27km	約18km	—
マグニチュード	7.2	6.9	6.9
断層の破壊開始点	北西下部ほか	北西下部ほか	—

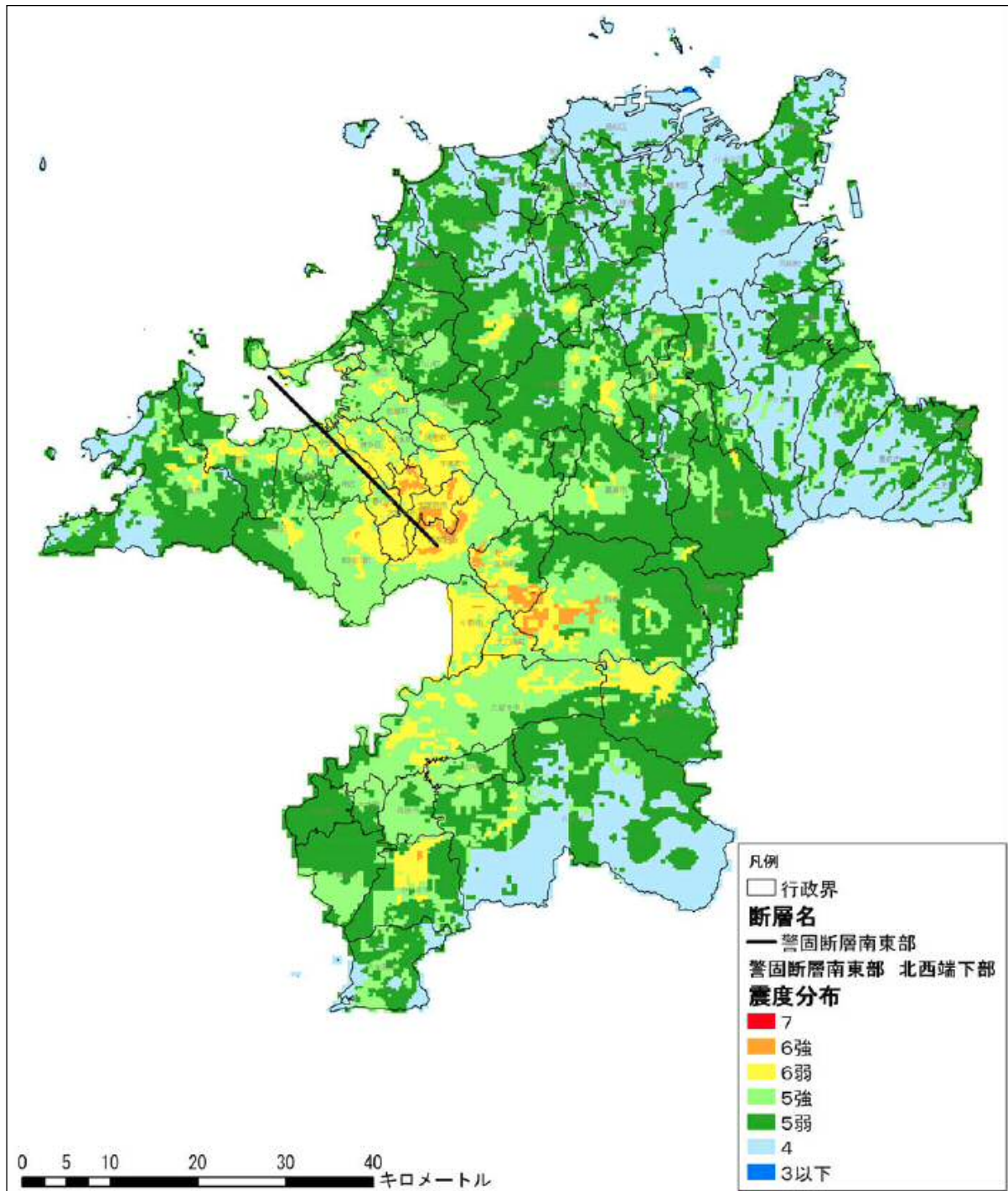
資料：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

■想定地震の震源断層分布図



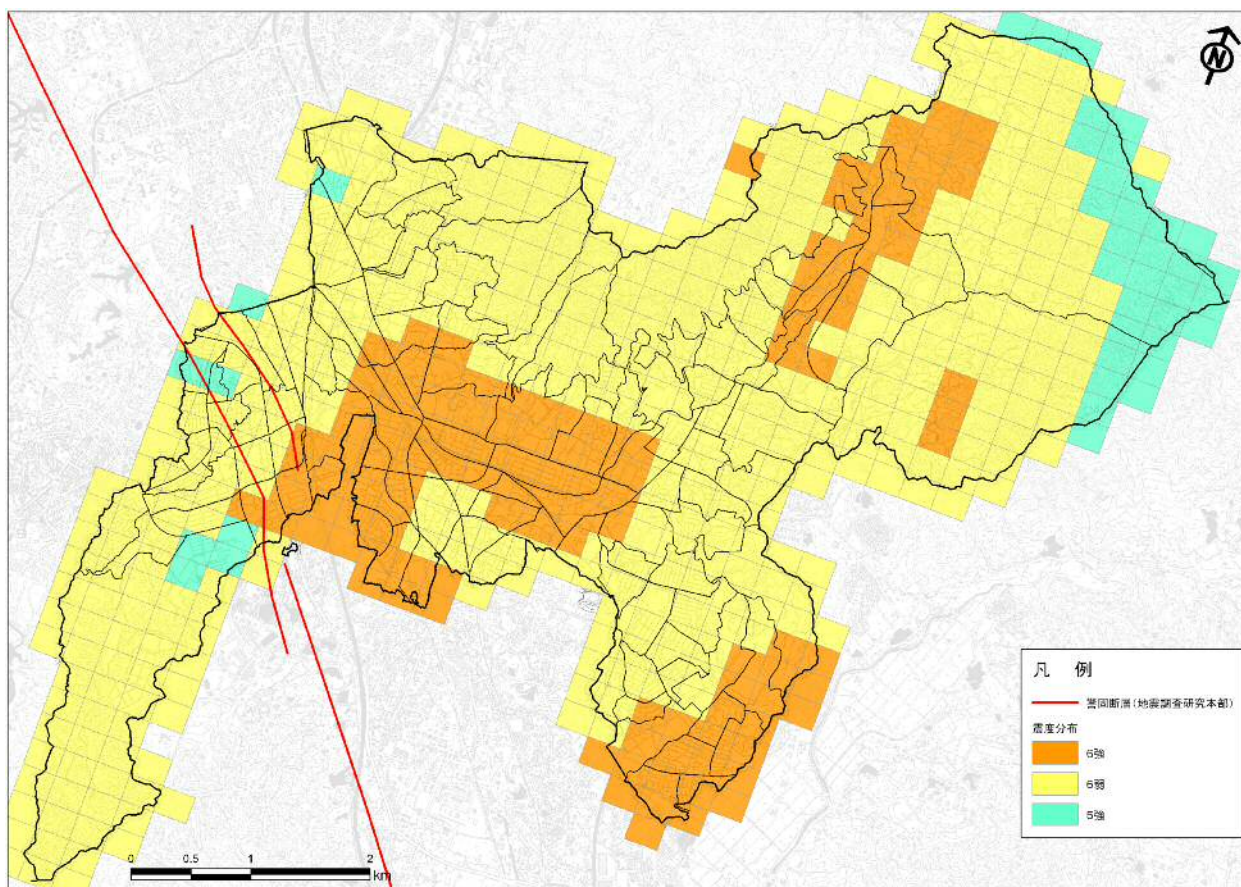
資料：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

■警固断層（南東部）（破壊開始：北西下部）の震度分布図



資料：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

■太宰府市における地震動予測結果（警固断層震度分布）



資料：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）より作成

■太宰府市における被害想定

想定地震		警固断層（南東部）	基盤地震動一定※	
マグニチュード		7.2	6.9	
震度		5弱～6強	5弱～6強	
液状化現象		極めて高い ～かなり低い	極めて高い ～かなり低い	
建築物被害	木造	全壊棟数	1,020	187
		半壊棟数	933	238
		全半壊棟数合計	1,953	425
		全壊率(%)	4.7	0.9
		半壊率(%)	4.3	1.1
	非木造	大破棟数	179	19
		中破棟数	256	49
		大中破棟数合計	435	68
		大破率(%)	2.1	0.2
		中破率(%)	3.1	0.6
火災被害	出火件数	8	2	
	焼失棟数	0	0	
上水道管被害	被害箇所	268	80	
下水道管被害	被害箇所	79	9	
都市ガス管被害	被害箇所	31	3	
電柱被害	被害箇所	15	3	
電話柱被害	被害箇所	15	3	
人的被害	死者数	107	17	
	負傷者数	1,417	490	
	要救出現場数	480	82	
	要救出者数	517	86	
	要後方医療搬送者数	142	49	
	避難者数	2,785	478	
	帰宅困難者数	9,106	9,106	
要救援者	食糧供給対象人口	54,803	28,474	
	給水対象世帯	22,516	11,699	
	生活物資供給対象人口	2,785	478	
	エレベーター閉じ込め者数	368	153	

※台地・丘陵等の良好な地盤上で、震度6弱程度となるよう、マグニチュード6.9、深さ10kmと設定して一定の地震動を与え、表層地盤の増幅特性の相違のみを考慮して想定。

資料：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

3. 火 災

本市の全建物を構造別にみると木造建物が約 72.2% (21,727 棟) を占めており、非木造建物は約 27.8% (8,360 棟) となっている。これを年代別で見ると昭和 56 年以降に建築されたものが最も多く 57.7% (17,363 棟)、昭和 26～55 年が 40.5% (12,199 棟)、昭和 25 年以前は 1.7% (525 棟) となっている。新耐震基準による建物が旧耐震基準によるものより多く、全木造建物の約 6 割を占めている。

しかし、地区によって木造建物の密集や道路が狭く消防自動車の進入が困難な地区もあり、建物の近接等により火災発生時には延焼の危険性がある。

第4章 防災関係機関の実施責任及び業務の大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

各防災関係機関の防災活動の実施責任の所在及び処理すべき事務または業務の大綱は次のとおりである。

第1節 実施責任

1. 市

市は、基本法第5条に基づき、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

県は、基本法第4条に基づき、県域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは、防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡を必要とするときなどに、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、基本法第3条に基づき、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本法第6条に基づき、その業務が公共性または公益性を有していることから、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、基本法第7条に基づき、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

第2節 処理すべき事務または業務の大綱

第1項 太宰府市

機関の名称	業務内容
太宰府市	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市防災会議に係る事務に関する事 2. 市災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 3. 防災施設の整備に関する事 4. 防災に係る教育、訓練に関する事 5. 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 6. 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 7. 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事 8. 給水体制の整備に関する事 9. 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事 10. 災害危険区域の把握に関する事 11. 各種災害予防事業の推進に関する事 12. 防災知識の普及・啓発に関する事 13. 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事 14. 消防体制の整備強化に関する事 15. 要配慮者の安全確保に関する事 16. 企業等の防災対策の促進に関する事 17. 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事 18. 帰宅困難者対策の推進に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水防・消防等の応急対策に関する事 2. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 3. 避難の準備情報・勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事 4. 災害時における文教対策、保健衛生に関する事 5. 災害広報に関する事 6. 被災者の救難、救助その他の保護に関する事 7. 復旧資機材の確保に関する事 8. 生活必需品、応急食料品等の確保に関する事 9. 災害対策要員の確保・動員に関する事 10. 災害時における交通、緊急輸送の確保に関する事 11. 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事 12. 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関する事 13. 県への自衛隊の災害派遣要請に関する事 14. 災害ボランティアの活動支援に関する事 15. 市所管施設の被災状況調査に関する事 16. 広域又は大規模災害時における応援・受援に関する事 <p>(災害復旧復興)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事 2. 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関する事 3. 義援金品の受領、配分に関する事 4. 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事 5. 市の復興計画に関する事

第2項 福岡県

1. 県

機関の名称	業務内容
防災危機管理局 福岡農林事務所 那珂県土整備事 務所	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県防災会議に係る事務に関する事 2. 県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 3. 防災施設の整備に関する事 4. 防災に係る教育、訓練に関する事 5. 国、市及び防災関係機関との連絡調整に関する事 6. 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 7. 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事 8. 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関する事 9. 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 10. 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事 11. 防災知識の普及に関する事 12. 要配慮者の安全確保に関する事 13. 緊急消防援助隊調整本部に関する事 14. 企業等の防災対策の促進に関する事 15. 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事 16. 保健衛生・防疫体制の整備に関する事 17. 帰宅困難者対策の推進に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事 2. 市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 3. 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事 4. 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 5. 災害時の防疫その他保健衛生に関する事 6. 水防管理団体の実施する水防活動及び市の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事 7. 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事 8. 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 9. 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事 10. 自衛隊の災害派遣要請に関する事 11. 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事 12. 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事 13. 災害ボランティアの活動支援に関する事 14. 福岡県所管施設の被災状況調査に関する事 <p>(災害復旧復興)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事 2. 物価の安定に関する事 3. 義援金品の受領、配分に関する事 4. 災害復旧資材の確保に関する事 5. 災害融資等に関する事

2. 警 察

機関の名称	業務内容
福岡県警察 筑紫野警察署	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害警備計画に関する事 2. 警察通信確保に関する事 3. 関係機関との連絡協調に関する事 4. 災害装備資機材の整備に関する事 5. 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 6. 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 7. 防災知識の普及に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集及び伝達に関する事 2. 被害実態の把握に関する事 3. 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事 4. 行方不明者の調査に関する事 5. 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事 6. 不法事案等の予防及び取締りに関する事 7. 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事 8. 避難路及び緊急交通路の確保に関する事 9. 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事 10. 広報活動に関する事 11. 死体の見分・検視に関する事

第3項 消防機関

機関の名称	業務内容
消防本部 消防署	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防施設・消防体制に関する事 2. 救助及び救援体制に関する事 3. 危険物施設等の防火対象物の実態把握と防護の指導監督に関する事 4. 消防知識の啓発に関する事 5. 応急手当の普及に関する事 6. 災害警備計画に関する事 7. 気象状況の通報及び警報の発令に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 火災発生時の消火活動に関する事 2. 災害警戒区域の設定に関する事 3. 災害時の避難、誘導に関する事 4. 水防活動の協力、救護に関する事 5. 被災者の救助、救援に関する事 6. 災害実態の把握及び調査に関する事 7. 災害情報の収集及び伝達に関する事 8. 広報活動に関する事
消防団	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防施設・消防体制の整備に関する事 2. 防火知識の啓発・普及に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 火災等災害発生時の防ぎょ活動に関する事 2. 被災者の救助・救急活動に関する事 3. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事

第4項 自衛隊

機関の名称	業務内容
陸上自衛隊 第4師団	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣計画の作成に関すること 2. 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣による県、市その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

第5項 指定地方行政機関

機関の名称	業務内容
九州管区警察局	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること 2. 広域的な交通規制の指導調整に関すること 3. 他の管区警察局との連携に関すること 4. 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること 5. 警察通信の運用に関すること 6. 津波警報・注意報の伝達に関すること
福岡財務支局	<p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示、調整に関すること 2. 国有財産の無償貸付等の措置に関すること <p>(災害復旧復興)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公共団体に対する災害融資に関すること 2. 災害復旧事業の査定立会い等に関すること
九州厚生局	<p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害状況の情報収集、通報に関すること 2. 関係職員の現地派遣に関すること 3. 関係機関との連絡調整に関すること
九州農政局	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 米穀の備蓄に関すること 2. 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること 3. 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 応急用食料の調達・供給に関すること 2. 農業関係被害の調査・報告に関すること 3. 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること 4. 種子及び飼料の調達・供給に関すること <p>(災害復旧復興)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被害農業者等に対する融資等に関すること 2. 農地・施設の復旧対策の指導に関すること 3. 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること 4. 土地改良機械の緊急貸付に関すること 5. 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること 6. 技術者の応援派遣等に関すること
(九州農政局 福岡地域センター)	<p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること

機関の名称	業務内容
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国有保安林・治山施設の整備に関する事 2. 林野火災予防体制の整備に関する事 <p>(災害復旧復興)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 復旧対策用材の供給に関する事
九州経済産業局	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事 2. 被災事業者の業務の正常な運営確保に関する事 3. 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事 <p>(災害復旧復興)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事 2. 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事
九州産業保安監督部	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉱山の保安に関する監督指導に関する事 2. 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉱山における応急対策の監督指導に関する事 2. 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関する事
九州運輸局	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通施設及び設備の整備に関する事 2. 宿泊施設等の防災設備に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事 2. 災害時における所管事業者に関する情報の収集に関する事 3. 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事 4. 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事 5. 緊急輸送命令に関する事
福岡管区気象台	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気象等に関する観測施設を整備すること 2. 気象等に関する防災知識の普及に努めること 3. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象に関する警報、注意報及び情報の発表・伝達に関する事 4. 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること 2. 二次災害防止のため、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等に関する警報、注意報及び情報の発表及び伝達に関する事 3. 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること

機関の名称	業務内容
九州総合通信局	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非常通信体制の整備に関する事 2. 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 3. 災害時における通信機器の貸し出しに関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における電気通信の確保に関する事 2. 非常通信の統制、管理に関する事 3. 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事
福岡労働局	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業場の災害防止のための指導監督に関する事 2. 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働者の業務上の災害補償に関する事 2. 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関する事
九州地方整備局	<p>国土交通大臣が直接管理する道路等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気象観測通報についての協力に関する事 2. 道路交通通報についての協力に関する事 3. 防災上必要な教育及び訓練等に関する事 4. 災害危険区域の選定又は指導に関する事 5. 防災資機材の備蓄、整備に関する事 6. 雨量、水位等の観測体制の整備に関する事 7. 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事 8. 水防警報等の発表及び伝達に関する事 9. 港湾施設の整備と防災管理に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 洪水予警報の発表及び伝達に関する事 2. 水防活動の指導に関する事 3. 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 4. 災害広報に関する事 5. 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事 6. 緊急物資及び人員輸送活動に関する事 7. 海上の流出油に対する防除装置に関する事 8. 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関する事 9. 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関する事 10. 国土交通省所管施設の被災状況調査に関する事 11. 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関する事 12. 市その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関する事 <p>(災害復旧復興)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事 2. 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関する事

第6項 指定公共機関及び指定地方公共機関

1. 指定公共機関

機関の名称	業務内容
九州旅客鉄道株式会社	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道施設の防火管理に関すること 2. 輸送施設の整備等安全輸送体制の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること 2. 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること <p>(災害復旧復興)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話株式会社(福岡支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(九州支社) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信設備の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧通信施設の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気象警報、津波警報の伝達に関すること 2. 災害時における重要通信に関すること 3. 災害関係電報、電話料金の免除に関すること
日本銀行(福岡支店)	<p>(災害予防及び災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること
日本赤十字社(福岡県支部)	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害医療体制の設備に関すること 2. 災害医療用薬品等の備蓄に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における医療助産等の実施に関すること 2. 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
日本放送協会(福岡放送局)	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防災知識の普及に関すること 2. 災害時における放送の確保対策に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気象・地象予警報等の放送周知に関すること 2. 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること 3. 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 4. 災害時における広報に関すること <p>(災害復旧復興)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

機関の名称	業務内容
西日本高速道路株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>1. 管理道路の設備と防災管理に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>1. 管理道路の疎通の確保に関すること</p> <p>(災害復旧復興)</p> <p>1. 被災道路の復旧事業の推進に関すること</p>
日本通運株式会社 (福岡支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>1. 緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>2. 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること</p> <p>(災害復旧復興)</p> <p>3. 復旧資材等の輸送協力に関すること</p>
九州電力送配電株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>1. 電力施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>2. 災害時における電力の供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧復興)</p> <p>3. 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること</p>
筑紫ガス株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>1. ガス施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>2. 導管の耐震化の確保に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>1. 災害時におけるガスの供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧復興)</p> <p>1. 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること</p>
日本郵便株式会社 (太宰府郵便局)	<p>(災害応急対策)</p> <p>1. 災害時における郵便事業運営の確保</p> <p>2. 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策及びその窓口業務の確保</p>

2. 指定地方公共機関

機関の名称	業務内容
西日本鉄道株式会社	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道施設の防火管理に関する事 2. 輸送施設の設備等安全輸送の確保に関する事 3. 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における鉄道車両等による救護物資、避難者等の緊急輸送に関する事 2. 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事 <p>(災害復旧復興)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
公益社団法人福岡県医師会	<p>(災害予防及び災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における医療救護の活動に関する事 2. 負傷者に対する医療活動に関する事 3. 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間との連絡調整に関する事
一般社団法人福岡県歯科医師会	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歯科医療救護活動体制の整備に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の歯科医療救護活動に関する事
公益社団法人福岡県トラック協会	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急・救援輸送即応体制の整備に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急・救援物資の輸送協力に関する事
株式会社西日本新聞社 株式会社朝日新聞西部本社 株式会社毎日新聞西部本社 株式会社読売新聞西部本社 時事通信福岡支社 社団法人共同通信福岡支社 熊本日日新聞社福岡支社 日刊工業新聞社西部支社	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防災知識の普及に関する事 2. 災害時における報道の確保対策に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気象予警報等の報道周知に関する事 2. 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 3. 災害時における広報に関する事 <p>(災害復旧復興)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被災報道施設の復旧事業の推進に関する事

機関の名称	業務内容
RKB毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社TVQ九州放送 株式会社CROSSFM エフエム放送株式会社	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防災知識の普及に関すること 2. 災害時における放送の確保対策に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気象・地象予警報等の放送周知に関すること 2. 避難所等への受信機の貸与に関すること 3. 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 4. 災害時における広報に関すること <p>(災害復旧復興)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

第7項 広域連合・一部事務組合

機関の名称	業務内容
大野城太宰府環境 施設組合	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所掌事務についての防災対策
福岡都市圏南部環 境事業組合	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所掌事務についての防災対策
両筑衛生施設組合	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所掌事務についての防災対策
筑慈苑施設組合	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所掌事務についての防災対策

第8項 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機関の名称	業務内容
太宰府市社会福 祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること 2. ボランティア及びその活動に関すること 3. 要配慮者の支援に関すること 4. 被災者に対する救援物資の配分に関すること 5. 避難所内での活動への協力に関すること
筑紫医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における医療救護の活動に関すること 2. 負傷者に対する医療活動に関すること
筑紫歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歯科医療救護活動体制の整備に関すること 2. 災害時の歯科医療救護活動に関すること
太宰府市商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における物価安定についての協力に関すること 2. 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力に関すること

機関の名称	業務内容
筑紫農業協同組合 (JA筑紫)	1. 農林関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること 2. 被災農林業者に対する融資及びその斡旋に関すること 3. 被災農林業者に対する生産資材の確保斡旋に関すること
太宰府市四王寺会	1. 土木建築工事に関わる災害応急対策及び災害復旧についての協力に関すること 2. 災害救助用及び復旧用工作機器の確保についての協力に関すること
太宰府市緑化造園組合	1. 緑化造園工事に関わる災害応急対策及び災害復旧についての協力に関すること
南福岡管工事組合	1. 上下水道管施設の復旧についての協力に関すること
高圧ガス、危険物など関係施設の管理者	1. 災害時における危険物などの保安処置及びガス等燃料の供給に関すること
各種社会福祉団体、 婦人会、長寿クラブ 連合会、自治会等 地域住民組織、民生 委員・児童委員、 その他公共的な活 動を営む団体	1. 市の行う防災活動に対して公共的業務の協力に関すること 2. 要配慮者の支援に関すること

第9項 住民・事業所等の役割

1. 住 民

住民は、基本法第7条第3項に定める「地方公共団体の住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承その他取り組みにより、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加し防災に寄与するように努めなければならない。」という法の主旨に則り、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」という防災の原点に立って、防災に関する知識習得、防災訓練等への参加など、日頃から下記に示す項目などの自主的な災害予防に努める。

- 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保
- 地域の災害危険性の把握及び避難行動等の確認
- 食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄、非常持出品の準備
- 家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- 地域の防災訓練等への参加、自主防災組織活動の推進
- 災害発生時の自主的な救済活動への参加・協力
- 市や県が行う防災活動への協力
- 災害教訓の伝承

2. 事業所等

事業所等は、従業員や顧客の安全の確保、経済活動の維持、地域貢献といった役割を平常時から認識し、下記に示す項目など防災体制整備や防災訓練の実施に努める。

- 従業員、顧客等の安全の確保
- 二次災害の防止
- 経済活動の維持（事業継続等）
- 地域住民との安全確保への協力
- 防災組織、自衛消防隊等の結成、自主防災活動の実施
- 市や県が行う防災活動との連携・協力

第5章 防災対策の推進

第1節 太宰府市防災会議

市域に係る市防災計画の作成及びその実施の推進は、市防災会議がこれを行う。
市防災会議の組織及び所掌事務については、太宰府市防災会議条例（昭和39年条例第160号）による。

第1項 組織

1. 会長

会長は、市長をもって充てる。

2. 委員

- (1) 指定地方行政機関の職員の内から市長が任命する者
- (2) 県知事の部内の職員の内から市長が任命する者
- (3) 県警察の警察官の内から市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員の内から指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員の内から市長が任命する者
- (8) 市長が特に必要と認める者

第2項 所掌事務

- (1) 市防災計画の作成及びその実施の推進
- (2) 災害に関する情報の収集
- (3) 法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

資料編：1-2 太宰府市防災会議条例

第2節 太宰府市災害対策本部の概要

市対策本部は、市域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に市長がこれを設置する。

市対策本部は、本部長、副本部長のもとに班長を、そのもとに副班長、班員を配備し、消防本部、消防団及び関係機関等の協力を得ながら、災害予防及び災害応急対策を実施する。

第3節 計画の運用と周知

第1項 計画の運用

1. 平常時の運用

1) 予防計画に基づいた業務の遂行

市は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が市防災計画の予防計画に合致したものであるかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業を修正する。

また、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載するよう努める。

- ア) 防災アセスメントの結果及び当該地域の地形地盤条件の考慮
- イ) 災害危険への影響
- ウ) 施策・事業計画における防災上の効果等

2) 応急対策計画等の習熟及びマニュアルの整備

災害時の防災活動は、応急対策計画、復旧復興計画に沿って行われることから、市職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアル（活動要領）を整備しておく。

3) 業務継続性の確保

市は、災害発生時に必要な人員や資機材等を、必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定に努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うよう努める。

2. 災害時の運用

災害時には、応急対策計画及び復旧復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第2項 計画の周知

市防災計画は、市職員に周知徹底させるとともに、住民等にも広く周知を図る。

第4節 防災ビジョン

1. 市は、防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、それぞれの段階において、県、防災関係機関及び住民と一体となって、最善、最適な対策を実施する。

- 人命の安全が第一
- 周到で十分な災害予防
- 迅速で確実な災害応急対策
- 適切で速やかな災害復旧復興

2. 市は、県及び防災関係機関と緊密に連携し、速やかに防災対策を実施する。

- 防災施設、防災設備の整備・充実
- 防災体制の向上と有機的連携の促進
- 住民の防災意識の向上
- 自主防災組織の育成・強化

3. 住民は、「自らの身の安全は、自らが守る」（自助）との認識の基に、家庭、地域、職場等において互いに協力し合い、助け合い（共助）、災害を念頭においた自主防災対策を、常日頃から講じておく。